

令和5年10月11日

保護者 各位

興南中学校  
事務局長 仲眞 勝夫  
(公印省略)

## 【中学】令和5年度授業料軽減費補助金のお知らせ

令和5年度沖縄県私立学校等授業料軽減費補助金について下記の通りご案内いたします。当該制度は家計急変世帯および生活保護世帯を対象とした返済不要の制度となっておりますが、給付を受けるためには申請が必要です。対象となる世帯は必要書類を揃えてご申請ください。

### 記

#### 1. 受給資格

##### (1) 生活保護世帯

- 生活保護受給世帯
- 生徒が県内に住所をおいていること
- 学園独自の奨学生として認定を受けていないこと

##### (2) 家計急変世帯

- 事故・災害・倒産・失職※1等の理由で中学入学後に家計が急変し、世帯収入が400万円未満相当※2となり、かつ、資産保有額の合計が700万円未満であること  
※1. 自己都合退職や定年退職による失職は該当しません。離婚・死別は対象。  
※2. 世帯構成により収入見込額は異なります(学園HP掲載:別表3参照)
- 生徒が県内に住所をおいていること
- 学園独自の奨学生として認定を受けていないこと

#### 2. 補助額

- 生活保護世帯 …… 30万円(年間授業料額相当)
- 家計急変世帯

家計急変対象となる月数※3 × 月額25,000円 = 補助額 (最大30万円)

※3. R5.4月～R6.3月(最大12ヶ月)の期間の内、家計が急変した日の属する月の翌月からの認定となります。

#### 3. 提出書類 ※申請書様式は、学園HPよりダウンロードするか、下記担当までご請求ください。

(1) 生活保護世帯	① 授業料軽減申請書(別紙様式2) ……家計急変世帯の様式と異なります ② 生活保護受給証明書(福祉事務所で発行されたもの) ③ 住民票抄本(生徒本人)
(2) 家計急変世帯	① 授業料軽減申請書(様式1) ……生活保護世帯の様式と異なります ② 住民票謄本(家族全員分/個人番号記載なし、続柄記載あり) ③ 家族全員の健康保険証(写) ④ 家計急変事由に応じた必要書類(課税証明書、給与明細、他)

#### 4. 提出期限 令和5年10月27日(金) 必着 ※**郵送**でご提出ください。

#### 5. 提出先

〒902-0061  
那覇市古島1丁目7番地の1  
興南学園事務局 仲田 宛

<問い合わせ先> 学園事務局 担当: 仲田 TEL: 098-884-3293

別紙様式2

年 月 日

学校法人 興南学園  
理事長 我喜屋 優 殿

授業料軽減申請書(生活保護世帯)

授業料軽減を受けたいので、証明書を添えて申請します。

年組番	興南中学校 年 組 番	
ふりがな		
生徒氏名		
ふりがな		生徒との関係
保護者氏名	印	
住 所	〒 -	
電話番号	※日中連絡が取れる番号を記入してください。	

●提出書類にチェックを入れてください。

提出書類 (必須)	<input type="checkbox"/> 申請書
	<input type="checkbox"/> 住民票抄本(生徒本人のみ)
	<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書

受付No.	
受付日	
受付者	

学校法人興南学園  
理事長 我喜屋 優 殿

授業料軽減(家計急変)に係る申請書

次の4点を確認の上、□に✓を付けてください。  
 (全ての□に✓がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

保護者等全員の資産保有額(現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)、  
 預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債等)、満期や解約により現金化した保険の合計)  
 の合計が700万円を超える場合に該当しません。(不動産(土地・建物など)を除き、住宅ローンなどの負債と相殺はしていない。)

再就職等で申請時の収入状況に変更がある場合は、学校に連絡をします。

上記の事項について、虚偽の事実が判明した場合は、支援額を返還します。

学校種	中学校		学年	年生	現在の学校の 入学月	平成 令和	年	月	
ふりがな			児童生徒 との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 主たる生計維持者					
申請者氏名			※該当するものに ○	その他( )					
申請者住所等	〒		電話番号	( )			-		
ふりがな			生年月日	平成 年 月 日					
児童生徒の氏名									
世帯構成等	世帯の総数	保護者等のうち 勤労者の数	扶養する子の数(申請年度の12月31日現在)			家計急変 時期	平成 令和	年	月
	人	人	(16歳未満)	(16歳以上)	(19歳以上23歳未満)				
人	人	人	人	人	人				
家計急変理由									

添付書類(以下の3つ全てが必要です。添付後は□に✓を付けてください。)

- 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類  
 (離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出、り災証明、など) ※定年退職は対象外。離婚は対象。
- 家計急変後の収入を証明する書類(保護者等全員分)  
 (家計急変後の収入が住民税に反映済場合:課税証明書の写し等)  
 (家計急変後の収入が住民税に未反映場合:会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書等)
- 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類  
 (扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など)

別表1（要領第1（3）、（4）関係）

家計急変事由	審査基準	審査の対象となる提出書類
(1) 事故	学資負担者が事故・疾病により死亡、もしくは長期にわたり入院等（概ね6か月以上）が必要なため、著しく収入減又は支出増になることが認められる場合	(ア) 事故の程度等を証する書類 医師の診断書 (イ) 療養費の支払を証する書類 医療機関の領収書の写し (ウ) 死亡を証明する書類戸籍簿謄本
(2) 災害	火災、風水害、地震等により家屋の全焼、全壊、流出等の被害を受け、著しく収入減又は支出増になることが認められる場合	(ア) 災の原因、程度を証する書類 り災証明書（市町村又は消防署の発行するもの） (イ) 著しい収入減又は支出増を証する書類 家屋等の復旧に要した費用の支払証明書（領収書の写し）等
(3) 倒産、失職	学資負担者が当年中に倒産、失職し、前年の収入に比べ著しく収入減になると認められる場合	(ア) 倒産、失職を証する書類破産等手続書類、雇用保険受給資格者証等 (イ) 現在の収入状況を証する書類 民生委員の意見書、雇用保険受給資格者証等
(4) その他	(1)から(3)までに準ずる程度の特別の事情があり授業料負担が著しく困難であると認められる場合	(1)から(3)まで掲げた書類に準ずるもの

※自己都合による退職、及び定年退職は対象外